

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和4年5月2日(2022.5.2)

【公開番号】特開2021-77599(P2021-77599A)

【公開日】令和3年5月20日(2021.5.20)

【年通号数】公開・登録公報2021-023

【出願番号】特願2019-205754(P2019-205754)

【国際特許分類】

H 01 R 24/50(2011.01)

10

H 01 R 13/40(2006.01)

H 01 R 24/54(2011.01)

【F I】

H 01 R 24/50

H 01 R 13/40 Z

H 01 R 24/54

【手続補正書】

【提出日】令和4年2月25日(2022.2.25)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本開示は、上記のような事情に基づいて完成されたものであって、接続動作の信頼性に優れたコネクタ装置を提供することを目的とする。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

30

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

【図1】図1は、第1コネクタの斜視図である。

【図2】図2は、第2コネクタにおいて可動端子部を分離した状態をあらわす斜視図である。

【図3】図3は、アライメント部材の斜視図である。

【図4】図4は、第2コネクタの斜視図である。

【図5】図5は、第2コネクタの正断面図である。

【図6】図6は、第2コネクタの側断面図である。

40

【図7】図7は、第2コネクタにおいてアライメント部材を外した状態の平面図である。

【図8】図8は、第1コネクタと第2コネクタを嵌合した状態の正断面図である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0056

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0056】

第1コネクタ10は、可動端子部50の先端部50Tを第1端子部16へ接近するように誘導する誘導部14を備えている。誘導部14を設けたことにより、第1コネクタ10と

50

第2コネクタ30を接近させるだけで、可動端子部50の先端部50Tを第1端子部16に確実に接続させることができる。揺動部は、両コネクタ10, 30の嵌合過程において複数の可動端子部50の全てを一括して包囲する形態である。この構成によれば、複数の可動端子部50が誘導部14に摺接するので、特定の可動端子部50のみに負荷が集中することを回避できる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0059

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0059】

10

第2コネクタ30は、第2ハウジング31と複数の第2端子部43とを有する。第2ハウジング31は複数の第2端子部43を保持する。アライメント部材60は弾性保持片68を有し、第2ハウジング31は保持突起40を有する。弾性保持片68と保持突起40は、アライメント部材60を第2ハウジング31に取り付けた状態に保持する保持部として機能する。この構成によれば、アライメント部材60と第2ハウジング31を一体化させておくことができるので、取り扱いが容易となる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0064

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0064】

[他の実施例]

本発明は、上記記述及び図面によって説明した実施例に限定されるものではなく、特許請求の範囲によって示される。本発明には、特許請求の範囲と均等の意味及び特許請求の範囲内でのすべての変更が含まれ、下記のような実施形態も含まれることが意図される。

上記実施例では、可動端子部が第2端子部とは別体の部材であるが、可動端子部は第2端子部と一体をなしてもよい。

上記実施例では、1つの誘導部が複数の可動端子部を包囲する形態であるが、1つの誘導部が、1つの可動端子部のみを包囲する形態であってもよい。この場合でも、1つの可動端子部が誘導部によって誘導されることにより、複数の可動端子部を複数の第1端子部に接続させることができる。

上記実施例では、アライメント部材に複数の可動端子部を個別に貫通させる複数の孔部を設けたが、可動端子部は、周方向に間隔を空けた複数のアーム部等によってアライメント部材に保持するようにしてもよい。

上記実施例では、孔部の内周に突起部を形成したが、孔部の内周縁は全周にわたって凹凸の存在しない形状であってもよい。

上記実施例では、非破断面からなる固定当接部と可動当接部が可動端子部に接触するが、破断面が可動端子部に接触するようにしてもよい。

上記実施例では、アライメント部材を第2端子部に対して離脱規制状態に保持する保持部を設けたが、このような保持部を設けない形態としてもよい。

上記実施例では、アライメント部材の保持部（弾性保持片）と第2ハウジングの保持部（保持突起）が相対変位し得るようになっているが、双方の保持部は相対変位できない形態で嵌合させていてもよい。この場合は、アライメント部材の保持部とハウジングの保持部の少なくとも一方を弾性変形させることによって、アライメント部材を移動させることができる。

上記実施例では、アライメント部材が導電性を有するが、アライメント部材は導電性を有しないものであってもよい。

30

40

50